## 令和5年度第1回大阪市建築審査会会議録

○日 時 令和5年4月11日(火) 午後2時00分開会 午後2時42分閉会

○場 所 大阪市役所本庁舎 7階 第6委員会室

○議事1)個別同意案件

2) 一括同意案件の報告

3) その他

○会議資料 1) 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可における建築審査会一括同意 基準に適合したものの報告

○出席委員 4名(欠は欠席者)

会 長 横田 隆司 委 員 柳原 崇男

委員 欠阿部昌樹 佐藤 恭子

欠 清水 陽子 牧田 武一

欠 水野 優子

○出席幹事 計画調整局 坂中(建築指導部長)

森 (建築企画課長)

生駒 (建築情報担当課長)

國領 (建築確認課長)

中森 (監察課長)

岩本(都市計画課長)

中坊 (開発誘導課長)

環境局 三原 (環境管理課長)

消防局 都丸 (消防設備指導担当課長)

○事務局 計画調整局 山下(注1)、木戸(注1)、薗頭(注1)、 岡﨑(注1)、赤井、鈴木

(注1) 書記

\_\_\_\_\_\_

開会 午後2時00分

横田会長が開会を宣言した。

議事記録責任者について、事務局から佐藤委員と牧田委員に依頼し、承諾を得た。

## ◎同意案件

議案第1号 仮設建築物の特例許可(建築基準法第85条第7項)について

- ○事務局(岡崎) (議案第1号の説明)
- ○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、この議案について、委員の先生方からご意見等ございましたらご自由にお 願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、私から質問をします。この建物の外に板がいくつか建っていますが、これは何でしょうか。デザインですか。

- ○事務局(岡崎) 3ページ目の透視図を見てください。大屋根(リング)側から来場者の方が来られます。間がスロープになっておりまして、このスロープで2階の展示場まで上がり、そこの部分の外装として、木のパネルで意匠的にデザインして設置しているということになります。
- ○横田会長 この板と板の間は人が通れるのですか。
- ○事務局(岡崎) 4ページ目の透視図を見てください。板と板の間のところに柵があり、 そこは通れないようになっております。
- ○横田会長 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

先生方、いかがでしょうか。柳原先生お願いします。

○柳原委員 細街路のところをちょっと説明していただいたのですが、避難経路が2か所あるというところ、もう一度ご説明をお願いします。例えば車椅子の人とかは階段が使えないので、このスロープの西側しか逃げられないのではと思ったのですが、その辺り

いかがでしょうか。

- **〇事務局(岡崎)** 建築基準法上の避難の考え方といたしましては、通常、避難階が1階 ですので、直通階段で避難するというところが建築基準法の考え方になると思いますが、 今回は1階・2階を両方避難階として整理しております。例えば、道路上部にペデスト リアンデッキなどが設けられている場合において、そこに建築物の入り口を接続してい て、その階を避難階として考えられるというケースがあります。今回につきましても、 2階部分が外部のデッキに有効に接続されているというところで、2階も避難階と考え ております。避難につきましては、オレンジやピンクの丸印、こちらが屋外の出口部分 となりまして、デッキのスロープ状のところはそれぞれ避難経路と考えております。建 築基準法上、スロープではなく階段での避難を考えておりますので、屋外階段が1、2、 3とありますが、階段とスロープも合わせて、空地等や管理用通路側に避難する計画と するところが求められております。さらに許可基準の中で2方向避難として、2ルート 目を求めております。5ページ目の配置図で見ていただきますと、図面上左が空地等、 大屋根(リング)側です。こちらが基本的に来場者が利用されるところですので、まず 基本的にはこちら側へ、ピンクの矢印へ避難ということをベースに1ルートとして考え ておりまして、2ルート目を管理用通路、図面右側のほうにも行けるように設定してお ります。これは許可上で付加しているところになります。途中フェンス門扉とかあるの ですが、有効で1.5メートルを確保しております。各A、B、C、3つゾーンがあるの ですが、どこからも2ルート確保できるようにしております。全てスロープでいけるの かといいますと、確かにそうではなくて、当然屋外階段からの避難というところもあり ますが、建築基準法上の考え方としては、屋外階段も2ルート目というところで設定は 考えております。
- ○横田会長 車椅子はどのように避難するのか。
- ○事務局(岡崎) 2ルート目は階段のほうです。
- ○横田会長 それしかないということですか。
- ○事務局(岡崎) 2ルート目はそうです。
- ○横田会長 それは2方向避難ではないのではないですか。
- ○事務局(岡崎) そこは通常の建築基準法上の避難の考え方と同じ考え方で2ルート目を考えさせていただいておりますので、実際は階段部分で避難ということになります。
- ○横田会長 車椅子では避難できないということなので、設計者のほうに、建築基準法と

してはいいけど、バリアフリーの観点からそれでいいですかというのを確認していただきたいと思います。

○柳原委員 はい。ありがとうございます。

それともう一点よろしいですか。ルートがA、B、C、どこから行ってもいいというようなことですが、通路がそれほど広くないので、一方通行で回らないと、歩行者がかなり錯綜してしまって、特にB展示場の前辺りにAのほうから来る人と、入り口のほうから、Bのほうに来たら、この辺りの通路がすごく混雑するのではと思うのですが、そのあたりは特に関係なく、利用者は中に入ったらどちらから回っても問題はないというようなことになっているのでしょうか。

- ○事務局(岡崎) まず、ペデストリアンデッキから黒の実線で入ってきまして、それぞれ黒破線で矢印があるのですが、例えば図面左から登ってきまして、最初、時計回りに行きますと、Cのところがまず一番入り口になると思います。Cの中を展示して、図面右側のデッキのほうに出まして、次にゾーンに入るとしますと、Aになります。Aを出ますと、次にB。Bを出ますと、そこから帰りたい人は、基本、デッキ部分を逆走ということはせずに、もう一周しないといけないのですが、もう一周して、黒実線のルートで帰っていただくということになります。懸念されているのはAの出たところですか。
- **○柳原委員** いえ、A、B、Cどこから入ってもいいですよというようなことだったので、 例えばCからではなくてBから入ろうかなと思った人はおそらく逆走しますよね。それ は大丈夫ですか。
- ○事務局(岡崎) 逆走を禁止するかどうかというところまでは確定しているとは聞いておりませんが、基本的には時計回りであれば、ルートはどこから入ってもいいとは聞いています。今ご意見いただいたように逆走する人がいた場合は、警備員などがつきますので、そのあたりで時計回りに回っていただくように誘導されるものと思っています。
- **〇柳原委員** 分かりました。ありがとうございました。
- 〇横田会長 ありがとうございました。
  佐藤委員、いかがでしょうか。
- ○佐藤委員 屋外展示場、2階はどのようになっていますか。
- ○事務局(岡崎) 2階部分に、上部屋根はありません。2階部分の紫の矢印が書いているのですが、寸法が2,150でして、円弧の周りは通路として通れるゾーンでして、その中が水盤になっております。水盤を回って見ていただくということで聞いております。

- **〇佐藤委員** ここは天井がないということですね。雨が降ったら濡れるということですか。
- **〇事務局(岡崎)** そうですね。雨が降れば、この通路部分も屋根がないですので濡れます。
- ○佐藤委員 通路部分もなくて、そういうことですね。
- ○事務局(岡崎) はい。
- **〇佐藤委員** 天井は屋根がありますよね。
- ○事務局(岡崎) そうです。その他のA、B、Cの灰色部分とか、来場者の方が通ると ころになるのですが、そこは上部屋根があります。
- ○佐藤委員 雨の時は滑りやすくなったりするので、足元とか気をつけてもらったほうがいいかなと思います。
- **〇事務局(岡崎)** ご意見としてお伝えさせていただきます。
- **〇佐藤委員** ありがとうございました。
- **〇横田会長** ありがとうございました。 牧田委員、いかがでしょうか。
- ○牧田委員 ご説明ありがとうございます。

3点ほど教えてほしいのですが、先ほどにも関連しますが、展示室Aの避難路だけ、ページでいきますと7ページの展示室Aが紫色の部分で、一部屋外展示のところに通りますよね。その部分、屋外展示のところは、当然屋外なので開放性があるのですが、ここの屋外展示というのは、もう一度確認ですけど、水盤が屋外展示ということで、それ以外に火気類の屋外展示があるのかないのかという確認をまず1点したいです。

- ○事務局(岡崎) 屋外展示部分につきましては、申請者からは現段階で水盤というイメージですので、当然火気使用というところはないと聞いております。この展示自体も、火気使用室というところは、厨房が一部ありまして、ただそれが I Hですので、一般的に言う火気使用室というところはないというので今設計されています。
- **〇牧田委員** 分かりました。

2点目は、11ページに展示室Bの6、厨房とあるのですけど、それがI Hということですかね。

○事務局(岡崎) そうですね。6ページ目の展示室B6というのがありまして、先ほどの屋外展示の円の上、展示B6がありまして、(厨房)とあります。こちらにIHの器具を設けた厨房がありまして、その中に四角い小さい図示がされているのですが、それ

がダムウェーターです。 2階部分に来場者の方が来ますので、 2階部分のB6というところ、厨房と書いておりますが、そちらのほうからカウンター式で軽食とか飲み物を提供する部分となっておりまして、このダムウェーターで、下で調理したものを上げて、そこで提供するということになっております。

- **○牧田委員** 最後ですけれども、主要構造部が鉄骨造、一部膜造ということですが、断面 図を見ると基礎が書いてありますけど、これはS造という理解でいいのでしょうか。
- ○事務局(岡崎) そうですね。鉄骨トラスの基礎となっております。
- **〇牧田委員** 分かりました。ありがとうございます。
- ○横田会長 ありがとうございました。
  最後の出口付近の通路の幅というのは2.4メートルでいいのですか。
- ○事務局(岡崎) 図面 7ページにございます最後展示が終わって退場して、そこから大 屋根(リング)側に行く部分ですか。
- ○横田会長 はい。
- ○事務局(岡崎) 赤の境界線と、このパネルとの間ですか。
- **〇横田会長** いえ、スロープの部分です。
- **〇事務局(岡崎)** スロープ幅は、細いほうが幅約2.4メートルでして、入り口のスタートのところの広いほうが約4.6メートルとなっております。
- **〇横田会長** 例えば雨の日で待っていて、滑って群衆事故とか、そんなことがないように いろいろオペレーションを考えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。
- **○事務局(岡崎)** 先ほどの屋外展示のところも併せて、床仕上げのところは設計者のほうに伝えさせていただきます。
- **〇横田会長** すごく長いスロープなので、その辺は気になるところですね。
- ○事務局(岡崎) 分かりました。
- ○横田会長 よろしくお願いしたいと思います。

ほか何か委員の先生方から追加の質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたということで、本議案は同意ということでまとめさせて いただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、第1号については同意ということにしたいと思います。

(各委員からの異議の発言なし)

## ◎一括同意案件等の報告

- 接道義務の特例許可(建築基準法第43条第2項第2号)における建築審査会一括同意基準に適合したものについて
- ○事務局(薗頭) (報告案件の説明)
- ○横田会長 ご報告ありがとうございました。

ただいまのご報告に対して、委員の先生方、何かご質問等ありますでしょうか。 それでは、報告を承りましたということにしたいと思います。ありがとうございました。

## ◎その他の報告

- 令和4年度第9回建築審査会議案第24号について
- 〇事務局(木戸) (報告案件の説明)
- ○横田会長 ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。では、報告は承りましたということで、最後、事務局から事務連絡をお願いいたします。

**〇事務局(木戸)** 次回の審査会につきましては5月8日月曜日午前10時からの開催を予 定しております。

場所は本日と異なり、大阪市役所 P 1 階の会議室での開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

○横田会長 それでは、本日の建築審査会はこれで閉会とします。

閉会 午後2時42分